

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

文化人類学者のレヴィ=ストロースは、日本の職人の行為を「人間と自然の間にある親密な関係の具現化」と表現しました。土を活かす陶器職人、食材を活かす料理人等は、自然を支配するのではなく、素材の本質を引き出す関係を築いていきます。

人間以外の地球上の生物は、地球環境が好転している今の状況を喜んでいます。

コロナを生み出した原因がどこにあったか、危機を経験した先の日常生活がどうあるべきか、モラルや知性が試されています。

終息後には、人と人、人と自然が共生している原風景が見たいものです。

私の書棚より

○最初に念入りに計画を立てて成功するのを待つよりも、ある程度の準備だけをして計画をスタートさせ、状況に応じて調整を加えたほうが成功する確率は高い。

○あなたが、本当に重要な役割を担っているのは、あなた自身の人生に対してだけだ。あなたはあなた自身の人生に集中するべきだ。

「Think clearly (シンク・クリアー)」
ロフト・ドベリ著 サンマーク出版

税務アンテナ

□令和2年度税制改正により、ひとり親控除と寡婦（寡夫）控除の見直しが行われています。

扶養親族である子がいる場合には、死別、離婚、ひとり親いずれの場合でも合計所得金額が500万円以下であれば、35万円控除が男女区別なく適用されます。

寡婦控除は、合計所得金額が500万円以下であれば、子以外の扶養親族がいれば死別、離婚いずれでも27万円控除、扶養親族がない場合には、死別の場合のみ27万円控除が適用されます。

この改正は、最後に給与の支払をする日が、令和2年4月1日以後である者の年末調整及び確定申告から行われます。

□法人から法人へ不動産等を低額譲渡した場合には、時価で譲渡したと見なされます。

売主である法人は、時価と譲渡価額の差額が譲渡益となり、法人税の課税対象となり、買主に対する寄附金として、寄附金の損金不算入の対象となります。

買主である法人は、時価と譲渡価額の差額について、受贈益として法人税が課税されます。

また、買主の法人が同族会社である場合には、低額譲渡により増加した株式の価額に対して、売主の株主からの贈与と見なされることがあります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

7月の税務スケジュール

10日	○6月分の源泉所得税の納付 ○特例適用者の1～6月分の源泉税の納付
15日	○所得税予定納税の減額申請
31日	○固定資産税（第2期分）納付 ○5月決算法人の確定申告 ○所得税予定納税（第1期分）納付

31日	○11月決算法人の中間申告（予定申告） ○1年8月、11月、2年2月決算法人の消費税中間申告 ○7月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	---

今月の贈る言葉『垣根は相手を作っているのではなく、自分が作っている』by アリストテレス

